

私はエム・ユー信用保証株式会社（以下、「保証会社」といいます。）の保証に基づく株式会社東邦銀行（以下、「銀行」といいます。）との当座貸越契約（東邦カードローン契約、以下「この契約」といいます。）について、別に定める『「TOHOスマートネクスト」にかかる個人情報・個人信用情報の取り扱いに関する同意条項』の内容を承認のうえ、次の各条項を確約します。

第1条（契約の成立等）

- この契約は、私からのこの契約の申込を銀行が承諾したときに成立します。
- この契約は、銀行本支店（インターネット支店を除く）のうち1カ店のみで貸越専用口座を新規に開設するものとします。
- この契約にあたって、私はくどうほうダイレクトバンキングサービス（以下、「同サービス」といいます。）を申込みます。同サービスの申込内容については、別に定める「ダイレクトバンキングサービス規定」に従いますが、同サービスの申込みにあたっては、店頭で備え付けの「ダイレクトバンキングサービス利用申込書」（以下、「同利用申込書」といいます。）に私が記入・捺印する方法ではなく、この契約の申込内容等をもとに銀行が同利用申込書を自動記入する方法によるものとし、印鑑の届出は行わないものとします。同サービスの申込における「振替・照会登録口座」の対象は、この契約で新規に開設する貸越専用口座およびこの契約の返済用口座とします。また、同サービスが新規申込となる場合の暗証番号は、この契約の返済用口座の暗証番号と同一とし、銀行がこの契約の返済用口座の暗証番号照会を行うことに同意します。
- この契約の返済用口座は、この契約の申込時に私が入力した私名義の預金口座（以下、「指定口座」といいます。）とします。
- 銀行は、この契約に使用するための「東邦ローンカード」（以下、「カード」といいます。）をICキャッシュカードで発行するものとします。ただし、カード発行にあたっては、店頭で備え付けの「東邦ローンカード暗証届」に私が記入・捺印する方法ではなく、この契約の申込内容等をもとに銀行が「東邦ローンカード暗証届」を自動記入する方法によるものとし、印鑑の届出は行わないものとします。また、カードの暗証番号を、この契約の指定口座の暗証番号と同一とし、銀行がこの契約の指定口座の暗証番号照会を行うことに同意します。
- この契約について通帳は発行しません。なお、この契約を利用された場合には、毎年1月と7月の年2回取引明細書を郵送します。

第2条（取引の方法）

- 本規定に基づく当座貸越取扱店は取扱店のほか銀行本支店のいずれの店舗でも利用することができるものとします。
- この契約はカードの使用による当座貸越契約とし、小切手・手形の振出あるいは引受、または公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
- 私は、別に定める場合を除き、このカードを使用して出金する方法、または銀行所定の方法による届出にて指定口座に振込みを受ける方法、または別に定めるダイレクトバンキングサービス利用規定の各条項に定める振替サービスにより当座貸越を受けるものとします。また、貸越専用口座への入金について、当座貸越残高相当額の範囲内の金額を入金した場合は、貸越金は返済されるものとし、当座貸越残高相当額を超える金額を入金した場合は、その超える金額は、指定口座へ入金されるものとします。
- カード・支払機の取扱いは、別に定める「東邦ローンカード規定」によるものとします。
- 銀行所定の払戻請求書により借入れる場合は、銀行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出します。

第3条（貸越極度額）

- この契約により銀行から借入れできる極度額（以下、「貸越極度額」といいます。）は銀行および保証会社が決定した金額の範囲内で私が選択するものとします。
- 貸越極度額については、銀行は本支店の利用状況その他の事情を勘案して、銀行所定の方法により、事前に私に通知することにより増額することができるものとします。ただし、増額について、私から希望しないとの申し出があった場合は、この限りではありません。
- 前1、2項の貸越極度額を超えて銀行が貸越をした場合にもこの規定が適用されるものとし、その場合は、銀行から請求があり次第、直ちに貸越極度額を超える額を返済するものとします。

第4条（利用限度額）

- 銀行および保証会社は、私の信用状況に関する審査により、貸越極度額を上限として利用限度額を定めます。私は、利用限度額の範囲内で繰返し借入ができます。
- 私について、次の各号のいずれかにあたる場合、銀行および保証会社は利用限度額を減額（利用限度額を0円にすることを含みます。）することができるものとします。
 - 本契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。
 - 私の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められたとき。
- 私の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められた場合、銀行および保証会社は貸越極度額を上限として利用限度額を増額することができるものとします。
- この契約にかかる利用限度額変更に関しては、銀行から書面により通知するものとします。

第5条（当座貸越の利用の停止）

- 私について、次の各号のいずれかに該当する場合、銀行は当座貸越の利用を停止できるものとします。
 - 本契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。
 - 私の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められたとき。
 - 私が第6条第1項に定める取引期限の延長時に満69歳を超えているとき。
 - 相続の開始があったとき。
- 私の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められた場合、銀行は当座貸越の利用の停止を解除することができるものとします。
- 前1項の取扱により当座貸越の利用が停止されている間、返済は第7条の定めにより行うものとします。

第6条（取引期限等）

- この契約に基づく取引期限は、契約日の3年後の応当日が属する月の月末日とし、取引期限の前日まで銀行あるいは私のいずれかの一方より特段の意思表示がない場合には、この期限はさらに3年間延長するものとし、以後も同様とします。ただし、3年以内に満70歳の誕生日が到来する場合は、満70歳で最初に到来する契約日の応当日の月末日（銀行の休日の場合はその前営業日）までとします。
- 取引期限前日までに銀行あるいは私から期限延長をしない旨の申し出がなされた場合は、次の通りとします。
 - カードは銀行に提出するものとします。
 - 取引期限の翌日以降はこの契約による当座貸越は受けられません。
 - 当座貸越元利金は各条項に従い弁済し、当座貸越元利金を全額弁済した日にこの契約は終了するものとします。
- 第5条第1項3号により、当座貸越の利用を停止した場合は次のとおりとします。
 - 満69歳を超えて最初に到来する取引期限に当座貸越元利金を全額弁済している場合、この契約は終了するものとします。
 - 前1項により延長された取引期限内に、当座貸越元利金全額を弁済した場合、この契約は終了するものとします。

第7条（返済方法）

- この契約に基づく毎月の返済は、毎月10日（銀行の休業日の場合は翌営業日）（以下、「約定返済日」という。）に約定返済日の前日の貸越最終残高にに応じた、次の約定返済額を指定口座から自動引落しします。なお、約定返済が遅延している場合は、新規貸越は停止され、延滞金額を指定口座へ入金することにより延滞が解消された後、新規貸越が可能となるものとします。

約定返済日前日の貸越最終残高	約定返済額
1万円未満	約定返済日の貸越残高+当月約定返済時点の経過利息
1万円以上50万円以下	1万円
50万円超100万円以下	2万円
100万円超200万円以下	3万円
200万円超300万円以下	4万円
300万円超400万円以下	5万円
400万円超500万円以下	6万円

- 前項による返済を銀行は指定口座から、普通預金通帳または総合口座通帳および銀行所定の払戻請求書なしで引落しのうえ返済にあてることができるものとします。また、万一預入が遅延した場合には、銀行は、預入後いつでも同様の処理ができるものとします。
- 前1、2項による約定返済のほか貸越専用口座へ直接入金することによって、随時に任意の金額を返済できるものとします。

第8条（利息・損害金等）

- この契約の借入利率は貸越極度額に応じた利率とします。

貸越極度額	年利率（固定金利）
30万円・50万円・70万円	14.6%
100万円・150万円・200万円	12.8%
250万円・300万円	9.8%
350万円・400万円	7.8%
450万円・500万円	4.8%

- この契約による貸越残高に対する利息は、付利単位を100円とし、毎月10日（銀行の休業日の場合はその翌営業日）に、前1項の利率、銀行所定の方法により計算のうえ貸越残高に組み入れるものとします。
- 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年20.0%（年365日の日割計算）とするものとします。

- 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行において利率および損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
- 保証会社の保証にかかわる保証料は、銀行の負担とします。

第9条（引下げ利率の適用）

銀行は特に私に対して引下げ利率を適用した場合には、銀行は銀行の店頭に提示することなく、また私に対して通知することなく、いつでもその利率を変更、または中止することができるものとします。

第10条（期限前の全額返済義務）

- 私について次の各号の事由が1つでも生じた場合には、私はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第7条に記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 私が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元金（損害金を含まず）を返済しなかったとき。
 - 支払の停止または破産の申立があったとき。
 - 民事再生手続きの開始の申立があったとき。
 - 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - 私の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - 保証会社から保証の中止または解約の申し出があったとき。
- 私について次の各号の事由が1つでも生じた場合には、私は銀行からの請求によって、この契約による債務の全額について期限の利益を失い、第7条に記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 私が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 私が銀行との取引約定の1つにでも違反したとき。
 - 私が第17条（代り証書等の差入れ）の規定に違反したとき。
 - この契約に関し私が銀行に虚偽の資料の提供または報告をしたとき。
 - 私が住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、銀行に私の所在が不明になったとき。
 - 前各号のほか、私の信用状態に著しい変化が生じるなど元金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたときと客観的に認められるとき。
- 私が住所変更の届出を怠る、あるいは私が銀行からの請求を受領しない等私の責めに帰すべき事由により、前項の請求が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなし、銀行の請求に基づき期限の利益が失われたものとします。

第11条（反社会的勢力の排除）

- 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の1つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 暴力的な要求行為。
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為。
 - その他前各号に準ずる行為。
- 私が、暴力団員等もしくは前1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または前1項の規定に基づく表明・確約に関して銀行に虚偽の申告をしたことが判明し、私と銀行の取引を継続することが不適切であると銀行が判断する場合には、私は銀行からの請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。なお、私が住所変更の届出を怠る、あるいは私が銀行からの請求を受領しない等私の責めに帰すべき事由により、請求が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなし、銀行の請求に基づき期限の利益が失われたものとします。
- 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、私はその責任を負いません。

第12条（解約等）

- 第10条または第11条の事由があるときは、銀行はいつでも当座貸越を中止し、またはこの契約を解約することができるものとします。
- この契約が終了し、もしくは、銀行が当座貸越を中止または解約した場合には、直ちに当座貸越借入元金の全額を支払います。
- 当座貸越契約終了後において、銀行に対する当座貸越借入元金、利息金および損害金債務が残存する場合には、指定口座に受け入れまたは振込みされた資金は債務完済にいたるまで自動的に引落されても異議ありません。
- 指定口座を解約する場合には、カードを銀行に提出するものとします。この場合、この当座貸越契約は当然に終了するものとします。

第13条（銀行からの相殺）

- 銀行はこの契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または第10条もしくは第11条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、私の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、相殺することができます。この場合、銀行はその結果を書面により通知するものとします。
- 前項によって相殺をする場合、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず、約定利率により1年365日として日割り計算します。

第14条（借主からの相殺）

- 私はこの契約による債務と期限の到来している私の銀行に対する預金・その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 前項によって相殺をする場合、相殺計算を実行する日の前営業日までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
- 前1項によって相殺をする場合、債権債務の利息および損害金の計算は相殺通知到達の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第15条（債務の返済等に充当する順序）

- 銀行から相殺をする場合、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上の事由により、相殺する債務を指定することができるものとし、その結果を書面により通知します。この場合、私はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 私からの返済または相殺をする場合、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、私は、返済または相殺する債務を書面による通知をもって指定することができるものとします。なお、私が返済または相殺する債務を指定しなかったときは、銀行が指定することができるものとし、私はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 私の債務のうち1つでも返済が遅延している場合などにおいて、前項の私の指定により債権保全上に支障が生じる恐れがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して返済または相殺する債務を指定することができるものとし、これを書面により通知します。この場合、私はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 前2項のなお書き、または前3項により銀行が指定する私の債務については、その期限が到来したものとします。

第16条（諸費用の引落し）

この契約に関し私が負担すべき費用は、銀行所定の日に指定口座から普通預金通帳または総合口座通帳および銀行所定の払戻請求書なしで引落されることに同意します。

第17条（代り証書等の差入れ）

事変、災害、輸送途中の事故等銀行の責めに帰すことのできない事情によって、証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお、銀行が請求した場合、私は代り証書等を差入れるものとします。

第18条（印鑑照合）

銀行がこの契約にかかる諸届出、その他の書類に使用された印影を指定口座の届出印と相当の注意を持って照合し、相違ないと認めて取扱った場合、銀行はその書類について偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害の責任は負わないものとします。

第19条（届出事項の通知義務）

- 私の住所、氏名、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があった場合、直ちに銀行が認める方法により届け出るものとします。
- 私が前項の届出を怠る、あるいは私が銀行からの通知を受領しない等私の責めに帰すべき事由により、銀行が私から最後に届出があった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかったときでも、通常到着すべき時に到達したものとします。

第20条（報告および調査）

- 私は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合、私の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 私は、私の信用状態について重大な変化が生じたときは、銀行に報告するものとします。
- 私は、後見・保佐・補助開始の審判により、成年後見等が開始した事実を認識したときは、書面により銀行に報告するものとします。なお、成年

後見等が開始した事実を認識してから、それを届けるまでの間に生じた私の損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第21条（規定の変更）

1. 銀行は、法令の定めに従い、お客さまの一般の利益に適合するとき、または、その他相当の事由がある場合で、銀行とお客さまが契約した目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。
2. 前項による本規定の変更は、変更後の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

第22条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、銀行の他の規定、規則などすべて銀行の定めるところによるものとします。銀行の他の規定、規則などは銀行窓口・銀行ホームページへの掲示等により告知します。

第23条（合意管轄）

私および銀行は、この契約に基づく諸取引に関する訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第24条（その他特約事項）

私は銀行の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他銀行の責めによらない事由により取引ができないことがあることにつき、あらかじめ承認します。

以上